

# 事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月  
【主管課・室】 地球環境局総務課  
地球環境局環境協力室  
【評価責任者】 総務課長 盛山 正仁  
環境協力室長 田中 聡志

## 施策名、施策の概要及び予算額

施策名	I - 9 - (2) 開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力
施策の概要	国際社会での持続可能な開発のための取組にイニシアティブを発揮することを目指し、開発途上国における持続可能な開発のための取組に対する支援を行うなどにより、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりを強化する。
予算額	317,942 千円

## 目標・指標、及び目標の達成状況

目標	開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。
達成状況	<p>日中韓三カ国環境大臣会合や環日本海環境協力会議などの国際会議等を開催、又は参加し、行政担当者及び環境分野の専門家など様々なレベルでの政策対話や情報交換を行い、さらに具体的な環境協力プロジェクトについても積極的に参画した。</p> <p>国内及び国際社会の状況の変化、また持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）の結果やODA大綱の改正、ODA中期政策の策定などを受けて、平成 4年に策定された開発途上国支援等に係る「国際環境協力のあり方（中央環境審議会答申）」の見直しを進めた。</p> <p>環境上適切な技術移転のための情報提供、北九州イニシアティブの活動支援、アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）の活動支援、UNEP親善大使の活動支援を推進し、アジア太平洋地域を中心とする開発途上地域に対して、持続可能な開発に向けた取組を支援した。</p>

下位目標1	開発途上地域の環境の保全へ協力する。
達成状況	北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、開発途上地域の環境に関する調査の実施及び支援戦略の検討、特に、中国の環境保全に関する情報交換、人的交流の実施等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上にある国や地域の環境保全に寄与した。

下位目標2	地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。
達成状況	地方公共団体等による国際環境協力活動の現況に関する調査を実施し、その結果を取りまとめたほか、国際環境協力への新たな取組や各種主体の連携を促進するためのガイドブックを作成し、各地方公共団体等に広く提供した。

下位目標3	国際協力の実施等にあたっての環境配慮を行う。
達成状況	国際金融機関や我が国の援助機関等の環境ガイドラインの適用に当たり、援助機関や、途上国の事業実施主体等が直面する課題を整理・分析した上で、その解決に向けて、環境ガイドラインを補完する手引きの作成と公開等、有効と考えられる対応策を取りまとめ、関係機関等にも提供した。

下位目標4	国際協力の円滑な実施のための国内基盤を整備する。
達成状況	環境協力専門家の確保、育成を図るための登録制度の運用を実施した。また、過年度に取りまとめた環境技術に関するマニュアル等を基に、より活用しやすい教材（パワーポイント）を作成した。

## 評価、及び今後の課題

評価	<p>【必要性】（公益性、官民の役割分担等）</p> <p>開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当地域の発展に寄与することは公共的観点から必要性が高いといえる。</p> <p>【有効性】（達成された効果等）</p> <p>北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上にある国や地域の環境保全に貢献している。</p>
----	--

アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）は、2004年12月に最終報告文書を採択した後、2005年3月のアジア太平洋環境と開発に関する大臣会合（MCED）においてAPFEDの成果を広く周知し、今後の取組に対する賛同を得た。また、環境上適切な技術移転のため、環境技術情報データベースの更新を行っており、その効果が期待できる。

【効率性】（効果とコストとの関係に関する分析等）

国が、相手国政府への協力実施や地方公共団体による協力への支援を行うことにより、途上国の自助努力を促進し、少ないコストで高い環境保全効果を生むことができる。

APFEDでは、これまでに、膨大な人口を抱え、文化・社会・自然の多様性に富んだアジア太平洋地域に相応しい持続可能な開発のモデルを提示し、その実現に向け、各国、各国際機関、各主体等が取り組むべき事項を提言している。今後は、この提言に即して我が国が取組を進めたり、国際機関等を取組を働きかけたりすることにより、アジア太平洋地域における持続可能な開発を効率的に実現することができる。

< 目標に対する総合的な評価 >

開発途上地域の環境保全については着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、我が国等先進国への協力要請は強いことから、引き続き、開発途上地域への国際協力を積極的に展開する必要がある。

今後の課題

我が国は、これまで国際環境協力を多大な資金・人材・ノウハウを投じ、一定の成果を上げてきたが、関係機関、民間団体等においてもその重要性の認識が高まり、取組を拡大させている。今後は、我が国の優れた環境技術を基礎として、被援助国により適した技術を移転したり、低コスト化を図る等、更に効果的・効率的な協力が求められている。

現在検討中の国際環境協力の基本戦略を実効性のあるものとするために、基礎情報の整備や支援手法の検討、関係機関との連携等を更に進める必要がある。

2004年12月に採択されたアジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）最終報告書で提示された、アジア太平洋地域の持続可能な開発を具体的に実現していくための提言を踏まえ、着実な取組を進めていくことが必要である。特に北東アジア地域における黄砂等の共通の環境問題について、地域レベルの取組が必要との認識が高まっていることから、同地域での環境協力を強化するための政策協議を進める必要がある。

環境省においては、予算、人員等の制約から、途上国からの協力の要請・要望に十分応えられないといった問題も生じている。今後、必要な体制の整備や予算措置を図るとともに、関係機関や民間団体等とも連携し、効率的な国際環境協力を行っていく必要がある。

#### 政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	一定の成果が出ているが、新たな国際環境協力の基本戦略に基づき、事業の拡充を行うことが必要である。 アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る新規施策を検討することが必要である。

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 9 - (2) 開発途上地域の環境保全等に関する国際協力	
施策共通の主な政策手段等		
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
ア．開発途上地域の環境の保全への協力 (下位目標1)	・地球規模での環境問題への影響が大きく、また、途上国に対する政治的影響が大きい中国に対し、環境政策対話の強化、環境協力の基本方針の確立及びこれに基づく環境協力の取組を強化。	
	・北東アジア地域での定期的環境政策対話を継続的に実施するとともに、北東アジア環境協力プログラムの一環として、具体的環境協力プロジェクトを推進。	
	・開発途上国の持続可能な開発の実現を支援するため、「環境・開発統合支援戦略」を策定。	
	・日中韓三カ国環境大臣会合で合意された各協力分野のプロジェクトの推進、及び三カ国間の国民の環境への意識向上を図る。	・日中韓環境協力推進費 (56百万円)
	・環境分野に関する国際協力事業を評価する手法について、特に自然環境分野を対象として調査検討。	
	・我が国のODA技術協力において、環境分野においても南々	

	<p>協力（ ）を推進し、環境協力の効率化・多角化を図る。</p> <p>南々協力とは、開発途上国の中で、より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力のこと。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）の開催。</li> <li>・「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」の着実な推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア太平洋環境開発フォーラム活動支援経費 (121百万円)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発途上地域に対し、環境上適正な技術移転のための情報提供。</li> <li>・UNEP親善大使の国際親善活動の支援。</li> <li>・草の根レベルでの地域交流。</li> </ul>	
イ．地方公共団体又は民間団体等による活動の推進 (下位目標2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体や民間団体など幅広い主体による環境協力活動が、国の活動と適切に連携してより一層効果的に推進されるよう事業を実施。</li> </ul>	
ウ．国際協力の実施等にあたっての環境配慮 (下位目標3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際金融機関や我が国の援助機関等の環境社会配慮ガイドラインの適用に当たり、途上国の事業実施主体等が直面する課題を整理し、課題解決に向けた対応・支援の方向を検討。</li> </ul>	
エ．国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備 (下位目標4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境協力に携わる人材の育成及び開発途上国への技術移転のための汎用教材の整備。</li> </ul>	